

令和2年12月23日

【照会先】

政策統括官付参事官付社会統計室
統計管理官 仲津留 隆
専門官 田中 正枝
社会福祉施設統計係（内線 7552）
（代表電話） 03-5253-1111
（直通電話） 03-3595-2918

令和元年

社会福祉施設等調査の概況

目次

調査の概要	1
結果の概要	
1 施設の状況	
(1) 施設数	3
(2) 定員・在所者数・在所率	3
(3) 職種別常勤換算従事者数	4
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
(1) 事業所数	5
(2) 利用状況	6
(3) 職種別常勤換算従事者数	8
総括表	9
参考表	10
用語の定義	12

令和元年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については都道府県及び定員を層として層化無作為抽出した施設、それ以外についてはその全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を調査客体とした。

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾	回収率(%) ⁴⁾
施設票				
保護施設	233	231	230	99.1
老人福祉施設 5)	3 273	3 043	3 037	93.0
障害者支援施設等	5 686	5 117	5 077	90.0
婦人保護施設	47	47	46	100.0
児童福祉施設等	22 959	20 921	20 781	91.1
母子・父子福祉施設	61	58	57	95.1
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	8 659	7 505	7 448	86.7
事業所票				
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	76 547	62 877	62 166	82.1

注：施設の種別内訳は10ページ参考表1を参照。

1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。

2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設・事業所のうち活動中の施設・事業所である。

4) 回収率(%)=「回収客体数 2)」÷「調査客体数 1)」×100で算出している。

5) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

3 調査の時期

令和元年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

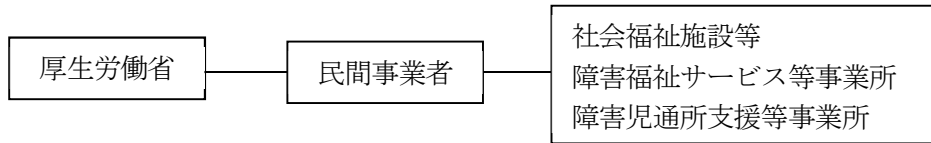
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県・指定都市・中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省が委託した民間事業者から、施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満、又は比率が微小（0.05未満）の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(4) 平成30年以降は、詳細票が全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、詳細票に基づく調査結果については、平成29年以前の調査結果との実数での比較には留意が必要。推計方法の詳細については厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>) をご覧ください。

(5) 表1、表4、総括表（施設数）、参考表1及び2以外は推計値である。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

<p>生活保護法による保護施設</p> <p>救護施設</p> <p>更生施設</p> <p>医療保護施設 ※</p> <p>授産施設</p> <p>宿所提供施設</p>	<p>児童福祉法による児童福祉施設等</p> <p>助産施設 ※</p> <p>乳児院</p> <p>母子生活支援施設</p> <p>幼保連携型認定こども園</p> <p>保育所型認定こども園</p> <p>保育所</p> <p>小規模保育事業所A型</p> <p>小規模保育事業所B型</p> <p>小規模保育事業所C型</p> <p>家庭的保育事業所</p> <p>居宅訪問型保育事業所</p> <p>事業所内保育事業所</p> <p>児童養護施設</p> <p>障害児入所施設(福祉型)</p> <p>障害児入所施設(医療型)</p> <p>児童発達支援センター(福祉型)</p> <p>児童発達支援センター(医療型)</p> <p>児童心理治療施設</p> <p>児童自立支援施設</p> <p>児童家庭支援センター ※</p> <p>小型児童館</p> <p>児童センター</p> <p>大型児童館A型</p> <p>大型児童館B型</p> <p>大型児童館C型</p> <p>その他の児童館</p> <p>児童遊園 ※</p>	<p>その他の社会福祉施設等</p> <p>授産施設 ※</p> <p>無料低額宿泊所 ※</p> <p>盲人ホーム ※</p> <p>隣保館 ※</p> <p>へき地保健福祉館 ※</p> <p>有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)</p> <p>有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) ※</p> <p>障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所</p> <p>居宅介護事業所</p> <p>重度訪問介護事業所</p> <p>同行支援事業所</p> <p>行動支援事業所</p> <p>療養介護事業所</p> <p>生活介護事業所</p> <p>重度障害者等包括支援事業所</p> <p>計画相談支援事業所</p> <p>地域相談支援(地域移行支援)事業所</p> <p>地域相談支援(地域定着支援)事業所</p> <p>短期入所事業所</p> <p>共同生活援助事業所</p> <p>自立訓練(機能訓練)事業所</p> <p>自立訓練(生活訓練)事業所</p> <p>宿泊型自立訓練事業所</p> <p>就労移行支援事業所</p> <p>就労継続支援(A型)事業所</p> <p>就労継続支援(B型)事業所</p> <p>自立生活援助事業所</p> <p>就労定着支援事業所</p>	<p>児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所</p> <p>児童発達支援事業所</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業所</p> <p>放課後等デイサービス事業所</p> <p>保育所等訪問支援事業所</p> <p>障害児相談支援事業所</p>
<p>老人福祉法による老人福祉施設</p> <p>養護老人ホーム(一般)</p> <p>養護老人ホーム(盲)</p> <p>軽費老人ホーム A型</p> <p>軽費老人ホーム B型</p> <p>軽費老人ホーム(ケアハウス)</p> <p>都市型軽費老人ホーム</p> <p>老人福祉センター(特A型) ※</p> <p>老人福祉センター(A型) ※</p> <p>老人福祉センター(B型) ※</p>	<p>障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p>	<p>身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設</p> <p>身体障害者福祉センター(A型) ※</p> <p>身体障害者福祉センター(B型) ※</p> <p>障害者更生センター ※</p> <p>補装具製作施設 ※</p> <p>盲導犬訓練施設 ※</p> <p>点字図書館 ※</p> <p>点字出版施設 ※</p> <p>聴覚障害者情報提供施設 ※</p>	<p>赤春防止法による婦人保護施設</p> <p>婦人保護施設</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による 母子・父子福祉施設</p> <p>母子・父子福祉センター</p> <p>母子・父子休養ホーム</p>		

注：※印の付いた施設は、詳細票調査を実施していない。

結 果 の 概 要

この結果は、令和元年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数

施設の種類の別々に施設数をみると、「保育所等」は28,737施設で前年に比べ786施設、2.8%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は15,134施設で前年に比べ680施設、4.7%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別々にみた施設数

	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	各年10月1日現在	
			対前年	
			増減数	増減率(%)
総 数	78 724	77 040	1 684	2.2
保護施設	288	286	2	0.7
老人福祉施設	5 262	5 251	11	0.2
障害者支援施設等	5 636	5 619	17	0.3
身体障害者社会参加支援施設	315	317	△ 2	△ 0.6
婦人保護施設	46	46	-	-
児童福祉施設等	44 616	43 203	1 413	3.3
（再掲）保育所等 ¹⁾	28 737	27 951	786	2.8
母子・父子福祉施設	60	56	4	7.1
その他の社会福祉施設等	22 501	22 262	239	1.1
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	15 134	14 454	680	4.7

注：詳細は9ページ 総括表参照

1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 定員・在所要者数・在所要率

施設の種類の別々に定員をみると、「保育所等」は2,787,946人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は576,116人となっている。

また、施設の種類の別々に在所要者数をみると、「保育所等」は2,586,393人、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は496,771人となっている。（表2、総括表）

表2 施設の種類の別々にみた定員・在所要者数・在所要率

	令和元年10月1日現在		
	定員(人) ¹⁾	在所要者数(人)	在所要率(%) ²⁾
総 数	3 925 712	3 580 886	92.2
保護施設	19 135	18 591	97.2
老人福祉施設	158 338	145 047	91.7
障害者支援施設等 ³⁾	189 939	154 831	93.1
婦人保護施設	1 215	299	28.7
児童福祉施設等 ⁵⁾	2 980 969	2 765 348	93.1
（再掲）保育所等 ⁴⁾	2 787 946	2 586 393	93.1
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	576 116	496 771	87.2

注：詳細は9ページ 総括表参照

- 1) 定員及び在所要者数は、それぞれ定員又は在所要者数について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 在所要率(%) = 在所要者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、定員不詳、在所要者数不詳の施設及び在所要者数について調査を行っていない施設を除いて計算している。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所要者分のみであり、在所要者数は入所要者数と通所要者数の合計である。在所要率は在所要者数のうち通所要者数を除いて計算している。
- 4) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 5) 総数、児童福祉施設等の定員及び在所要者数には母子生活支援施設を含まない。

(3) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,166,919人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は380,094人、「保育教諭」は101,292人（うち保育士資格保有者は93,322人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は124,105人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は63,154人となっている。（表3）

表3 施設の種別別こみた職種別常勤換算従事者数

	令和元年10月1日現在									
	総数	1) 保護施設	1) 老人福祉施設	障害者支援施設等	婦人保護施設	1) 児童福祉施設 (保育所等・地域型保育事業所を除く)	2) 保育所等	2) 地域型保育事業所	母子・父子福祉施設	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 166 919	6 372	38 841	109 524	343	88 370	665 726	52 797	236	204 712
施設長・園長・管理者	55 250	208	2 380	3 970	26	4 487	28 206	5 324	20	10 628
サービス管理責任者	4 111	…	…	4 111	…	…	…	…	…	…
生活指導・支援員等 3)	90 652	801	4 292	63 154	141	14 360	…	…	3	7 900
職業・作業指導員	3 756	112	130	2 583	8	530	…	…	2	391
セラピスト	6 896	6	141	1 030	7	3 761	…	…	—	1 953
理学療法士	2 397	2	46	517	—	1 087	…	…	—	744
作業療法士	1 599	3	25	342	—	867	…	…	—	362
その他の療法士	2 900	0	70	171	7	1 806	…	…	—	847
心理・職能判定員	71	…	…	71	…	…	…	…	…	…
医師・歯科医師	3 426	33	132	316	4	1 445	1 242	156	0	98
保健師・助産師・看護師	53 221	430	2 486	5 432	23	11 889	12 117	672	—	20 172
精神保健福祉士	1 244	104	7	994	0	…	…	…	…	138
保育士	400 738	…	…	…	…	18 630	380 094	2 007	7	…
保育補助者	24 939	…	…	…	…	…	24 869	69	…	…
保育教諭 4)	101 292	…	…	…	…	…	101 292	—	…	…
うち保育士資格保有者	93 322	…	…	…	…	…	93 322	—	…	…
保育従事者 5)	31 120	…	…	…	…	…	…	31 120	…	…
うち保育士資格保有者	28 936	…	…	…	…	…	…	28 936	…	…
家庭的保育者 5)	1 474	…	…	…	…	…	…	1 474	…	…
うち保育士資格保有者	1 137	…	…	…	…	…	…	1 137	…	…
家庭的保育補助者 5)	774	…	…	…	…	…	…	774	…	…
居宅訪問型保育者 5)	56	…	…	…	…	…	…	56	…	…
うち保育士資格保有者	27	…	…	…	…	…	…	27	…	…
児童生活支援員	677	…	…	…	…	677	…	…	—	…
児童厚生員	11 079	…	…	…	…	11 079	…	…	—	…
母子支援員	688	…	…	…	…	688	…	…	—	…
介護職員	157 285	3 212	17 663	12 302	2	…	…	…	…	124 105
栄養士	32 707	193	2 073	2 467	16	1 529	23 113	1 652	—	1 664
調理員	84 416	564	4 728	4 926	43	3 949	52 638	3 734	3	13 832
事務員	39 853	447	2 737	5 191	38	3 990	16 929	1 043	94	9 383
児童発達支援管理責任者	1 202	…	…	…	…	1 202	…	…	—	…
その他の教諭 6)	4 440	…	…	…	…	…	4 440	…	…	…
その他の職員 7)	55 549	261	2 072	2 974	35	10 153	20 784	4 717	106	14 447

注：従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、老人福祉施設には老人福祉センター（特A型、A型、B型）、児童福祉施設（保育所等・地域型保育事業所を除く）には助産施設、児童家庭支援センター及び児童遊園をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所、地域型保育事業所は小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、小規模保育事業所C型、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所及び事業所内保育事業所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者、家庭的保育補助者及び居宅訪問型保育者は地域型保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭（主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む）以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員（看護師等を除く）を含む。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所数をみると、「居宅介護事業」が23,098事業所で最も多く、前年に比べ162事業所、0.7%増加している。次いで多いのは、「重度訪問介護事業」で20,789事業所となっており、前年に比べ4事業所、0.0%減少している。

また、対前年増減率をみると、平成30年度に創設された3事業で特に高く、「就労定着支援事業」が306.2%、次いで、「居宅訪問型児童発達支援事業」の134.0%、「自立生活援助事業」の129.3%となっている。(表4)

表4 事業の種類別こみた事業所数

	令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
			居宅介護事業	23 098
重度訪問介護事業	20 789	20 793	△ 4	△ 0.0
同行援護事業	8 523	9 084	△ 561	△ 6.2
行動援護事業	2 563	2 483	80	3.2
療養介護事業	228	224	4	1.8
生活介護事業	8 268	7 630	638	8.4
重度障害者等包括支援事業	19	23	△ 4	△ 17.4
計画相談支援事業	10 255	9 737	518	5.3
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 409	3 400	9	0.3
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 266	3 261	5	0.2
短期入所事業	6 000	5 621	379	6.7
共同生活援助事業	8 643	8 087	556	6.9
自立訓練(機能訓練)事業	424	402	22	5.5
自立訓練(生活訓練)事業	1 404	1 341	63	4.7
宿泊型自立訓練事業	225	224	1	0.4
就労移行支援事業	3 399	3 503	△ 104	△ 3.0
就労継続支援(A型)事業	3 860	3 839	21	0.5
就労継続支援(B型)事業	12 497	11 835	662	5.6
自立生活援助事業	266	116	150	129.3
就労定着支援事業	1 251	308	943	306.2
児童発達支援事業	7 653	6 756	897	13.3
居宅訪問型児童発達支援事業	117	50	67	134.0
放課後等デイサービス事業	13 980	12 734	1 246	9.8
保育所等訪問支援事業	1 335	1 149	186	16.2
障害児相談支援事業	7 254	6 582	672	10.2

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

ただし、障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 利用状況

① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護サービスの利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数を見ると、居宅介護サービスを利用する障害者では「身体介護が中心」が17.3回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が9.2回となっている。

一方、重度訪問介護サービスを利用する障害者では26.1回となっており、そのうち「移動介護」が7.7回となっている。

また、行動援護サービスを利用する障害者では5.6回となっている。(表5)

表5 事業所の種類別にみた利用状況（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護サービス）

令和元年9月			
	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者 1人当たり 訪問回数 (回)
居宅介護サービス ¹⁾			
障害者 身体介護が中心	101 858	1 759 624	17.3
通院介助が中心(身体介護を伴う)	23 455	75 818	3.2
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 746	19 258	2.5
通院等乗降介助が中心	2 886	20 803	7.2
家事援助が中心	124 811	1 149 073	9.2
障害児 身体介護が中心	9 697	98 434	10.2
通院介助が中心(身体介護を伴う)	991	2 426	2.4
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	104	272	2.6
通院等乗降介助が中心	61	247	4.0
家事援助が中心	1 247	8 615	6.9
重度訪問介護サービス	23 780	621 315	26.1
うち移動介護	8 463	65 585	7.7
同行援護サービス			
障害者	31 467	189 608	6.0
障害児	303	1 544	5.1
行動援護サービス			
障害者	11 820	65 642	5.6
障害児	2 434	12 560	5.2

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

1) 居宅介護サービスの利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

② 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立生活援助、就労定着支援サービスの利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）サービスの332,487人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援サービスは28.5日、療養介護サービスでは25.0日、自立訓練（生活訓練）サービスでは12.8日となっている（表6）。

表6 事業所の種類別にみた利用状況

令和元年9月				
	利用実人員 (人)	利用延人数 (人)	利用日数 合計 (日)	利用者 1人当たり 利用日数 (日)
療養介護サービス	17 332	434 023	...	25.0
生活介護サービス ¹⁾	226 917	2 272 191	...	10.0
重度障害者等包括支援サービス	32	.	911	28.5
計画相談支援サービス ²⁾	217 672
地域相談支援（地域移行支援）サービス	1 073
地域相談支援（地域定着支援）サービス	3 384
短期入所サービス				
障害者	55 335	.	303 935	5.5
障害児	9 374	.	40 389	4.3
共同生活援助サービス ³⁾	123 118	.	.	.
自立訓練（機能訓練）サービス ¹⁾	1 217	8 830	...	7.3
自立訓練（生活訓練）サービス ¹⁾	10 987	140 111	...	12.8
宿泊型自立訓練サービス	3 167	.	.	.
就労移行支援サービス ¹⁾	40 062	427 356	...	10.7
就労継続支援（A型）サービス ¹⁾	86 031	1 012 349	...	11.8
就労継続支援（B型）サービス ¹⁾	332 487	3 583 112	...	10.8
自立生活援助サービス	809	.	.	.
就労定着支援サービス	9 343	.	.	.

注：利用者1人当たり利用日数は、利用延人数を調査しているサービスについては利用延人数÷利用実人員、利用日数合計を調査しているサービスについては利用日数合計÷利用実人員により算出している。ただし、9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

- 1) 障害者支援施設の昼間実施サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）を除く。
- 2) 計画相談支援サービスは、サービス利用支援（計画作成）又は継続サービス利用支援（モニタリング）を利用した人数である。
- 3) 共同生活援助サービスは、9月末日の利用実人員である。

③ 障害児通所支援等事業所の利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービスの365,513人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数をみると、放課後等デイサービスは6.8回、児童発達支援サービスは5.5回となっている（表7）。

表7 事業所の種類別にみた利用状況（障害児通所支援等事業所）

令和元年9月					
	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者 1人当たり 訪問回数 (回)	利用延人数 (人)	利用者 1人当たり 利用回数 (回)
児童発達支援サービス	143 459	.	.	794 784	5.5
居宅訪問型児童発達支援サービス	95	392	4.1	.	.
放課後等デイサービス	365 513	.	.	2 471 472	6.8
保育所等訪問支援サービス	6 808	10 419	1.5	.	.
障害児相談支援サービス ¹⁾	73 775

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。

- 1) 障害児相談支援サービスは、障害児支援利用援助（計画作成）又は継続障害児支援利用援助（モニタリング）を提供した人数である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で124,921人、放課後等デイサービス事業で74,543人、生活介護事業で72,540人となっている(表8)。

表8 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人) 令和元年10月1日現在

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	124 921	65 857	8 208	1 974	3 084	39 899	389	…	…	…	5 509
重度訪問介護事業	46 211	22 934	3 382	634	967	14 051	240	2 132	…	…	1 871
同行援護事業	29 487	14 619	1 510	337	564	6 632	121	…	4 575	…	1 129
行動援護事業	8 232	3 979	447	58	163	2 042	67	…	…	1 212	263

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	21 479	432	980	10 599	5 511	3 957

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	72 540	6 480	723	6 130	735	51 120	7 353

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	53	11	42

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	19 253	4 625	12 893	1 736
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 277	235	878	164
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 485	261	1 036	188

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 1)	40 112	458	2 662	25	489	24 774	174	5 222	2 124	286	299	5 723

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	看護師	その他
共同生活援助事業	57 973	5 656	31 197	18 096	28	2 995

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	624	86	101	86	196	10	144
自立訓練(生活訓練)事業	3 880	835	101	…	2 459	100	384
宿泊型自立訓練事業	1 212	181	31	…	718	…	282

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	13 884	2 396	3 454	3 902	3 549	581
就労継続支援(A型)事業	21 041	3 413	5 755	9 364	…	2 508
就労継続支援(B型)事業	69 225	10 739	21 986	25 713	…	10 787

	総数	サービス管理責任者	地域生活支援員	就労定着支援員	その他
自立生活援助事業	337	90	219	…	28
就労定着支援事業	1 517	792	…	605	120

	総数	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	その他
児童発達支援事業	40 449	6 144	13 244	12 192	1 682	7 186
放課後等デイサービス事業	74 543	12 973	31 568	13 605	4 066	12 332

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
居宅訪問型児童発達支援事業	92	31	38	23
保育所等訪問支援事業	1 809	591	1 072	146

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	11 705	2 658	7 879	1 169

注:令和元年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総括表

令和元年10月1日現在

	施設数	定員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
総数	78 724	3 925 712	3 580 886	1 166 919
保護施設	288	19 135	18 591	6 372
救護施設	183	16 475	16 550	5 958
更生施設	20	1 418	1 332	297
医療保護施設 *	56
授産施設	15	470	337	72
宿所提供施設	14	772	372	44
老人福祉施設	5 262	158 338	145 047	38 841
養護老人ホーム	946	62 962	56 033	16 528
養護老人ホーム(一般)	894	60 138	53 401	15 472
養護老人ホーム(盲)	52	2 824	2 632	1 056
軽費老人ホーム	2 319	95 376	89 014	22 313
軽費老人ホーム A型	191	11 202	10 553	2 586
軽費老人ホーム B型	12	518	363	31
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 035	82 267	76 760	19 172
都市型軽費老人ホーム	81	1 390	1 338	523
老人福祉センター *	1 997
老人福祉センター(特A型) *	237
老人福祉センター(A型) *	1 320
老人福祉センター(B型) *	440
障害者支援施設等	5 636	189 939	154 831	109 524
障害者支援施設	2 561	138 941	153 426	98 171
地域活動支援センター	2 935	49 157	...	11 008
福祉ホーム	140	1 842	1 405	345
身体障害者社会参加支援施設 *	315
身体障害者福祉センター *	154
身体障害者福祉センター(A型) *	36
身体障害者福祉センター(B型) *	118
障害者更生センター *	4
補装具製作施設 *	14
盲導犬訓練施設 *	13
点字図書館 *	72
点字出版施設 *	10
聴覚障害者情報提供施設 *	48
婦人保護施設	46	1 215	299	343
児童福祉施設等	44 616	2 980 969	2 765 348	806 893
助産施設 *	385
乳児院	142	3 870	2 931	5 226
母子生活支援施設	219	4 513	8 059	2 075
保育所等	28 737	2 787 946	2 586 393	665 726
幼保連携型認定こども園	5 144	517 784	511 590	141 465
保育所型認定こども園	882	98 165	80 067	20 555
保育所	22 711	2 171 997	1 994 735	503 705
地域型保育事業所	6 441	99 802	94 417	52 797
小規模保育事業所A型	4 033	68 871	66 252	36 500
小規模保育事業所B型	805	12 901	12 123	7 181
小規模保育事業所C型	99	939	852	689
家庭的保育事業所	899	3 819	3 561	2 608
居宅訪問型保育事業所	10	16	51	69
事業所内保育事業所	595	13 257	11 579	5 751
児童養護施設	609	31 365	25 534	19 239
障害児入所施設(福祉型)	255	9 280	6 925	5 840
障害児入所施設(医療型)	218	21 069	9 378	22 125
児童発達支援センター(福祉型)	601	18 818	35 052	9 953
児童発達支援センター(医療型)	98	3 199	2 061	1 696
児童心理治療施設	49	2 059	1 422	1 456
児童自立支援施設	58	3 561	1 236	1 799
児童家庭支援センター *	130
児童館	4 453	.	.	18 963
小型児童館	2 593	.	.	9 776
児童センター	1 726	.	.	8 472
大型児童館A型	15	.	.	295
大型児童館B型	4	.	.	60
大型児童館C型	-	.	.	-
その他の児童館	115	.	.	360
児童遊園 *	2 221
母子・父子福祉施設	60	236
母子・父子福祉センター	58	.	.	234
母子・父子休養ホーム	2	2
その他の社会福祉施設等	22 501	576 116	496 771	204 712
授産施設 *	61
無料低額宿泊所 *	448
盲人ホーム *	19
隣保館 *	1 066
へき地保健福祉館 *	32
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	15 134	576 116	496 771	204 712
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) *	5 741

- 注: 1) 活動中の施設について集計している。
 2) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設について集計している。
 3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 4) * 印のついた施設は、詳細調査を実施していない。
 5) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。
 6) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数128,442人、通所者数24,983人である。
 7) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センターについては、在所者数を調査していない。

参考表1 施設の種別別調査対象施設数

令和元年10月1日現在

	調査客体数 ¹⁾	回収客体数 ²⁾	集計客体数 ³⁾
総 数	40 918	36 922	36 676
保護施設	233	231	230
救護施設	183	182	182
更生施設	20	20	20
授産施設	16	16	15
宿所提供施設	14	13	13
老人福祉施設	3 273	3 043	3 037
養護老人ホーム	951	908	903
養護老人ホーム(一般)	899	858	853
養護老人ホーム(盲)	52	50	50
軽費老人ホーム	2 322	2 135	2 134
軽費老人ホーム A型	192	181	181
軽費老人ホーム B型	14	13	12
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 035	1 869	1 869
都市型軽費老人ホーム	81	72	72
障害者支援施設等	5 686	5 117	5 077
障害者支援施設	2 563	2 402	2 400
地域活動支援センター	2 983	2 585	2 547
福祉ホーム	140	130	130
婦人保護施設	47	47	46
児童福祉施設等	22 959	20 921	20 781
乳児院	142	139	139
母子生活支援施設	227	219	216
保育所等	9 622	8 953	8 912
幼保連携型認定こども園	5 148	4 825	4 823
保育所型認定こども園	884	846	845
保育所	3 590	3 282	3 244
地域型保育事業所	6 466	5 544	5 538
小規模保育事業所A型	4 039	3 561	3 559
小規模保育事業所B型	808	649	648
小規模保育事業所C型	100	72	71
家庭的保育事業所	911	715	714
居宅訪問型保育事業所	12	7	7
事業所内保育事業所	596	540	539
児童養護施設	609	594	594
障害児入所施設(福祉型)	255	234	234
障害児入所施設(医療型)	218	194	194
児童発達支援センター(福祉型)	602	557	556
児童発達支援センター(医療型)	99	92	91
児童心理治療施設	49	48	48
児童自立支援施設	58	58	58
小型児童館	2 733	2 510	2 431
児童センター	1 739	1 653	1 646
大型児童館A型	15	14	14
大型児童館B型	4	4	4
大型児童館C型	-	-	-
その他の児童館	121	108	106
母子・父子福祉施設	61	58	57
母子・父子福祉センター	59	56	55
母子・父子休養ホーム	2	2	2
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	8 659	7 505	7 448

注: 1) 調査客体数は、活動中又は休止中の施設数である。
 2) 回収客体数は、詳細票の回収があった施設数である。
 3) 集計客体数は、詳細票を回収した施設のうち活動中の施設である。

参考表2 施設の種類の別に見た施設数・定員（基本票）

各年10月1日現在

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
	施設数				
総数	66 213	70 101	72 887	77 040	78 724
保護施設	292	293	291	286	288
老人福祉施設	5 327	5 291	5 293	5 251	5 262
障害者支援施設等	5 874	5 778	5 734	5 619	5 636
身体障害者社会参加支援施設	322	309	314	317	315
婦人保護施設	47	47	46	46	46
児童福祉施設等	37 139	38 808	40 137	43 203	44 616
（再掲）保育所等 ²⁾	25 580	26 265	27 137	27 951	28 737
母子・父子福祉施設	58	56	56	56	60
その他の社会福祉施設等	17 154	19 519	21 016	22 262	22 501
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	10 651	12 570	13 525	14 454	15 134
	定員 ¹⁾				
総数	3 551 311	3 719 236	3 875 461	4 015 369	4 134 729
保護施設	19 558	19 616	19 495	19 241	19 248
老人福祉施設	158 025	157 895	158 558	158 041	157 856
障害者支援施設等 ³⁾	195 298	192 762	191 636	188 878	189 155
身体障害者社会参加支援施設	360	360	360	345	265
婦人保護施設	1 270	1 270	1 220	1 220	1 215
児童福祉施設等 ⁴⁾	2 599 480	2 692 975	2 796 574	2 900 088	2 987 642
（再掲）保育所等 ²⁾	2 481 970	2 557 133	2 645 050	2 717 309	2 792 277
母子・父子福祉施設
その他の社会福祉施設等	577 320	654 358	707 618	747 556	779 348
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	424 828	482 792	518 507	549 759	573 541

- 注：1) 定員は、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分である。
 4) 総数、児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録音物の製作及び貸し出し等を行う施設

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を

保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園

幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型の事業所

B型：A型とC型の中間の類型の事業所

C型：家庭的保育に近い類型の事業所

(8) 家庭的保育事業所

家庭的保育者の居宅等で、保育を行う事業所

(9) 居宅訪問型保育事業所

保育を必要とする乳児・幼児の居宅で、保育を行う事業所

(10) 事業所内保育事業所

主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業所

(11) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(12) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(13) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設

医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設

(14) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(15) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(16) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(17) 児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中核的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(18) 児童遊園

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) 母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 母子・父子休養ホーム

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) 授産施設（社会福祉法）

労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) 無料低額宿泊所（社会福祉法）

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) 盲人ホーム

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) 隣保館

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(5) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

(6) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外／サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

有料老人ホーム：老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等

2 障害福祉サービス等

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) 計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成すること等を行う。

(9) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(19) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。

(20) 就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に

伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

3 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。(児童発達支援センターの利用に係るものを除く。)

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

(3) 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(4) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(5) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

4 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。